

みなし相続財産など

生命保険の保険金や死亡退職金は 相続財産とみなされ、一定の控除を 差し引いたうえで相続財産に加算します。

●相続税の対象となるのは、亡くなった人の財産だけではありません。亡くなったことによって出てくる故人の生命保険の保険金や、勤務先から出る死亡退職金などは「みなし相続財産」といって、相続財産の一種とみなされ、相続税の計算では故人の財産に加算することになっています。

●ただし、保険金も死亡退職金も、受取り額からそれぞれ次の控除額を差し引くことができます。

- ▶ 生命保険の死亡保険金の控除額=500万円
×法定相続人の数
- ▶ 死亡退職金の控除額=500万円×法定相続
人の数

●なお、生命保険の死亡保険金が相続財産とみなされるのは、その保険の被保険者であり、しかも保険料を支払っていた本人が亡くなった場合です。子が親を被保険者にして保険料を支払い、その親が亡くなって子が死亡保険金の受取り人になった、といった場合には、その死亡保険金は親の相続財産ではなく、子の一時所得となるのです。

●ただし、会社が従業員を被保険者に、法定相続人を受取り人にして保険料を支払い、その従業員が亡くなって法定相続人に死亡保険金が支払われるような場合には、その死亡保険金は相続財産とみなされて相続税の対象となります。

相続開始前3年以内の相続人に対する贈与財産も、相続税の対象になります。

●相続税の計算の際、課税価格に加えなければいけないものは、生命保険や死亡退職金などのみなし相続財産のほかにもまだあります。それは、「相続開始前3年以内の、相続人に対する贈与財産」と「相続時精算課税方式による故人から子への生前贈与財産」です。

●もし、相続によって財産を取得した者がその相続開始前、3年以内に、故人から贈与を受けていた場合や相続時精算課税方式に基づいて贈与を受けていた場合は、その贈与財産も課税価格に加えなければなりません。

●この場合、贈与が現金であった場合はその額を、不動産などの場合は贈与のときの相続税評価額を、相続財産に加えることになっています。

●また、受けた贈与に対してすでに贈与税を納めている場合は、その贈与財産を相続財産に加えると相続税と贈与税の二重課税になってしまいます。そこでこんな場合は、すでに納めた贈与税の額を、納めた人の相続税額から差し引けることになっています。

（贈与税の配偶者控除を受けた贈与財産は） 相続財産へ加算されません。

●ところで、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産でも、相続税の対象とならないものがあります。それは、贈与税の配偶者控除を受けた財産です。贈与税の配偶者控除は、配偶者に自宅、または自宅を取得するための資金を贈与した場合に認められる控除（▶78ページ・質問52「贈与税の配偶者控除」参照）。この控除を受けた自宅や自宅の取得資金は、それがたとえ相続開始前3年間に受け取ったものであっても、相続財産に加算しなくてもいいことになっているのです。ただし加算しなくてもよいのは配偶者控除額の範囲2,000万円分のみで、それを超えて贈与を受けた場合は、その超えた分が課税対象となります。

生命保険の保険金や死亡退職金は、相続税ではどう計算されるのですか。